

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、都道府県の洪水予報担当者向けに、水防法（昭和24年法律第193号）第11条に基づく、都道府県知事による洪水予報を行う河川（以下「洪水予報河川」という。）の指定に係る手法、手続きの要領及び都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報作業の流れ、並びに同法第11条の2に基づく国土交通省からの予測水位情報の提供に係る手続きの要領及び同情報の取扱いを示したものであり、もって円滑な洪水予報と洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難行動に資することを目的としたものである。

ガイドライン作成の背景と経緯

水防法は、「洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的（第1条）」としたものであり、そのために行う事務の一つとして、洪水予報河川について、「洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに（中略）水防管理者及び量水標管理者に通知する（第11条）」「洪水予報」が定められている。

平成13年改正前の水防法では、洪水予報の対象を「二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるもの」としていたため、事実上、国土交通大臣が管理する河川が対象となっていた。そのため、これ以外の河川については、気象庁が行う気象、洪水の予警報や都道府県知事による水防警報等を参考にして、市町村長が住民に対して避難の勧告や指示の発出に必要な判断等を行っていた。

しかしながら、中小河川では依然として浸水被害が頻発しており、特に都市部における中小河川の浸水被害の多発を鑑みると、中小河川の水害に対する防災力の向上は緊急の課題であり、河川改修等による治水安全度の向上と併せて、被害を最小限にとどめるための普段からの備えと、洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難行動を可能にする仕組みづくりが必要であることから、平成13年6月に水防法が改正され、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして都道府県知事が指定する河川についても「洪水予報」の新たな対象となった。

本ガイドラインは、平成13年の水防法改正を受けて作成したものであり、都道府県知事が洪水予報河川を指定する際の基本的な考え方、整備すべき体制、定めるべき基本的事項、協議手順、並びに都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報作業の流れを示したものである。

水防法改正（平成17年5月2日、平成25年6月12日）、「洪水等に関する防災情報体系のあり方について（洪水等に関する防災用語改善検討会平成18年6月22日提言）」等を踏まえ、平成26年1月に一部改定を行った。

「洪水時における情報提供の充実について（平成26年4月8日付け国水環第2号）」等を踏まえ、平成27年3月に一部改定を行った。

平成27年9月関東・東北豪雨による災害を踏まえ、平成27年12月10日付、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対する答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」を受けて、市町村や住民等に対し、越水等に関する切迫度が伝わるよう洪水予報文を改良することとし、平成28年3月に一部改定を行った。

さらに、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された平成30年7月豪雨によ

る水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループによる「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（平成30年12月26日）を受けて、市町村や住民等による災害発生のおそれの高まりに応じた避難勧告等の発令や避難行動を支援することを目的に、洪水予報と5段階の警戒レベルとの関係を明確化する改善を実施することとし、平成31年3月に一部改定を行った。

また、自然災害の頻発等により洪水等の予測の重要性が増大していることに鑑み、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、都道府県知事が行う洪水予報に資する国土交通大臣による河川の水位又は流量に関する情報の提供等の措置を新たに講ずることとし、令和5年に気象業務法及び水防法が改正されたことを踏まえ、本ガイドラインを改定した。

洪水予報河川指定の意義

国及び地方公共団体はこれまで、安全な国土づくり・まちづくりに向けて河川改修等のハード面での対応を積極的に講じ、水害の予防・軽減に大きな成果を挙げてきたが、治水施設の整備は欧米諸国の河川と比較しても低い水準にとどまっている。

そのため、引き続きハード面での対応が重要であるとともに、実際に水害が生じ、また、生じようとしているときに現有施設の治水機能を最大限に生かしながら、被害を最小限に食い止めるための水防活動が重要となる。さらに、河川の計画治水安全度を超えるような大規模水害に対しては、ハード面の対策のみで対処することには限界があり、被害を最小限に食い止めるためのソフト面を含めた危機管理体制を確立することが必要である。

こうしたことから、水害に対する普段からの備えと洪水時の迅速かつ確かな情報伝達・避難行動により壊滅的な被害を回避するといった考え方の必要性が認識され、そのためのソフト面での対応として、洪水予報により水害を最小限に食い止めることの重要性が認識されている。

水防法に基づく洪水予報として、都道府県知事は、洪水予報河川に指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

また、洪水予報河川又は水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）に指定した河川については、水防法に基づき、

- ① 当該河川の浸水想定区域の公表
- ② 当該浸水想定区域を含む市区町村における洪水ハザードマップの作成
- ③ 当該浸水想定区域内に存する不特定かつ多数の者が利用する地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者に対する洪水時における河川水位等の情報の通知

がなされることとなり、浸水想定区域内における住民や施設管理者等における事前の準備及び洪水時の時間的余裕をもった対応等が促進され、洪水による被害を防止・軽減することが期待される。

近年、都道府県知事が管理する河川では、水文観測、情報システムの整備が次第に進みつつあること、さらに、気象庁による台風・集中豪雨等の監視・予報技術の高度化と体制強化が進みつつあることなどに鑑みると、これらの河川についても都道府県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を実施することは、防災力を高め、住民の生命と財産を守るうえで意義深いことである。また、近年、バックウォーター現象によって、本川・支川合流地点における浸水被害が多発し、住民の逃げ遅れによる深刻な人的被害が発生している。このような状況に鑑み、国土交通省は本川・支川が一体となった洪水予報モデルを活用し、国が実施する洪水予報河川の上流部や支川の予測水位情報を都道府

県に提供する仕組みを構築した。提供された予測水位情報を活用することで洪水予報を高度化し、その洪水予報に基づき避難情報が市町村から確実かつ迅速に発令されることで、住民の的確な避難行動を早期に促すことにつながる。

なお、国土交通省から提供された予測水位情報を活用することにより、令和5年の水防法改正後5年間で約900河川において都道府県が早期の洪水予報を行うことが可能となることを、国土交通省では目指している。

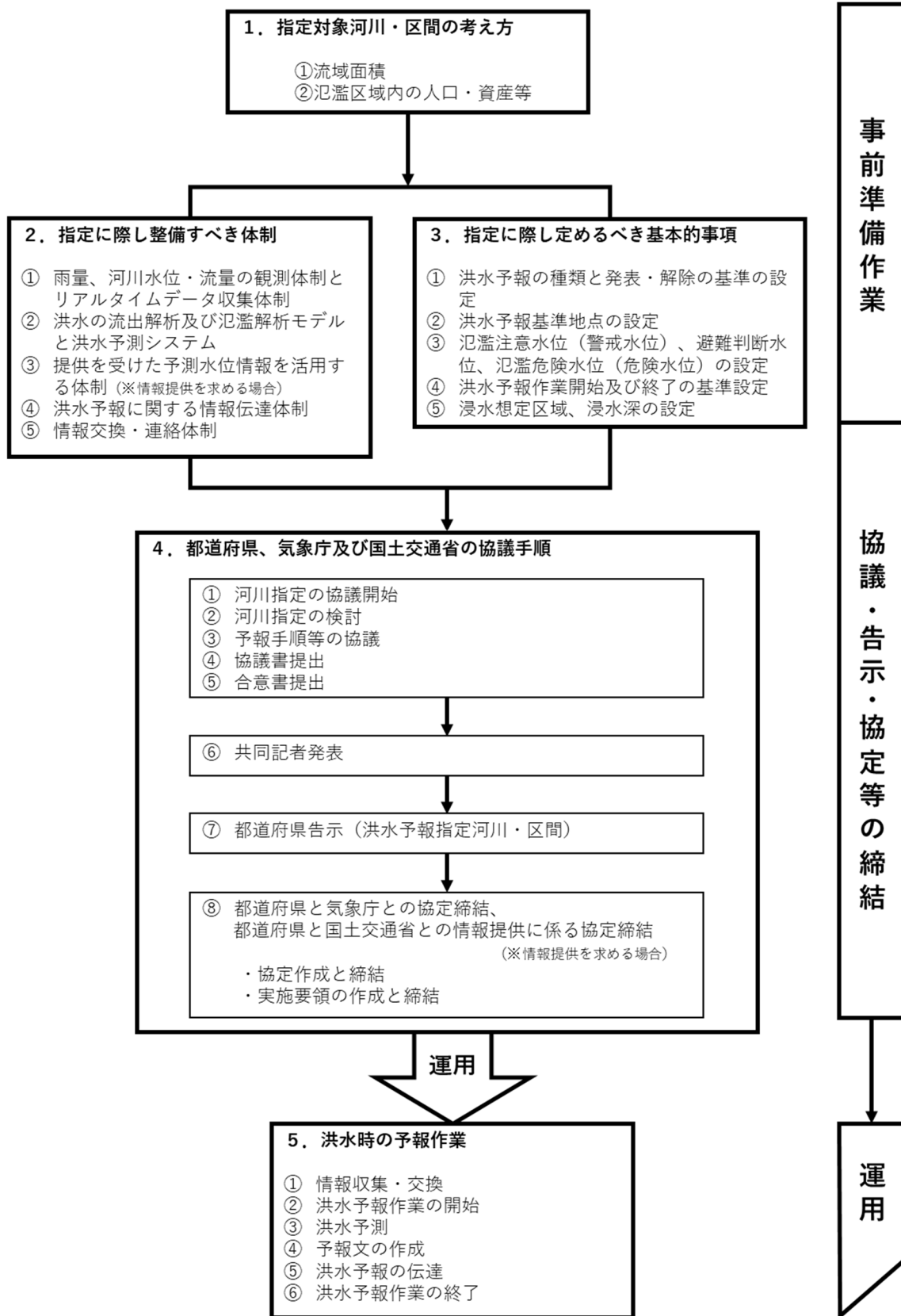
ガイドラインの概要

本ガイドラインに示してある主な内容は次のとおりである。

- ① 洪水予報河川の指定
 - ・ 指定対象河川・区間の考え方
 - ・ 指定に際し整備すべき体制
 - ・ 指定に際し定めるべき基本的事項

- ② 洪水時の予報作業
 - ・ 情報収集・交換
 - ・ 洪水予報作業の開始
 - ・ 洪水予測
 - ・ 予報文の作成
 - ・ 洪水予報の伝達
 - ・ 洪水予報作業の終了

- ③ 都道府県と気象庁、国土交通省との協定・実施要領等の締結
 - ・ 都道府県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定等
 - ・ 洪水予報業務等の実施に係る都道府県と地方気象台間の気象・河川情報等の交換に関する協定等
 - ・ 都道府県と地方整備局等間の河川水位等の情報交換に関する協定等
 - ・ 地方整備局等から都道府県への予測水位情報の提供に関する協定等



■ 都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報の実施フロー